長野県女性活躍推進会議設置要領 (案)

(設置目的)

第1条 長野県における女性の活躍を推進し、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある 地域社会を実現するため、国、県、経済団体、労働団体、職域団体、教育機関等で構成 する「長野県女性活躍推進会議」(以下「会議」という。)を設置し、全県を挙げて、気 運の醸成を図るとともに、連携して推進に取り組む。

(協議事項)

- 第2条 会議での協議事項は次のとおりとする。
- (1) 県内企業・団体における女性の採用、配置・育成、登用等についての現状及び課題 の整理
- (2) 女性の活躍推進及び働き方改革のための共通テーマや推進方法等に係る事項
- (3) その他女性の活躍推進に関する事項

(組織)

- 第3条 会議の構成員は別表に掲げる者とする。
 - 2 この会議を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号) 第 23 条第 1 項の規定による協議会に位置づける。
 - 3 この会議を長野県働き方改革・女性活躍推進会議設置要領第4条の規定による長野 県働き方改革・女性活躍推進会議女性活躍推進部会に位置づける。

(委員、座長)

- 第4条 会議の委員は、構成員である各団体の長が推薦する者とする。
 - 2 会議の座長は、長野県の委員をもって充てる。

(会議の開催)

- 第5条 会議は座長が招集する。
 - 2 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務局)

- 第6条 会議の事務局は、長野労働局及び長野県が共同で担当する。
 - 2 会議の庶務は長野県県民文化部人権・男女共同参画課が担当する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

別表

長野県女性活躍推進会議 構成員

一般社団法人 長野県経営者協会
長野県中小企業団体中央会
一般社団法人 長野県商工会議所連合会
長野県商工会連合会
日本労働組合総連合会長野県連合会
長野県農業協同組合中央会
長野県森林組合連合会
長野県建設産業団体連合会
高等教育コンソーシアム信州
一般社団法人 長野県私立短期大学協会
長野県男女共同参画推進県民会議
一般社団法人 長野県連合婦人会
長野県市長会
長野県町村会
長野県教育委員会
長野労働局
長野県